

令和元年度第2回総合教育会議説明資料

機構改革について

1 文化・文化財保護の事務の所管を教育委員会から市長部局へ移管させることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成31年4月1日施行）により、教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、市長部局でも所管できるようになったことから、令和2年度からの文化・文化財保護行政を市長部局へ移管させる方向で検討を進めています

(1) 現状・課題

各地で守り伝えられてきた有形・無形の文化財は、社会情勢の急激な変化（過疎化・少子高齢化等）に伴い、その継承が困難な状況となる恐れがあります。文化財は、その活用が観光振興や地域振興、学び・教育に資するものとの認識から公開活用に期待される効果や役割が拡大しています。本市においても従来の文化財行政の枠を超えた様々な取り組みにより、貴重な文化財を地域・観光振興の核と位置づけ、地域が主体となって継承するとともに、地域・観光資源として整備・活用を図っていくことが求められています。

(2) 文化財保護行政に関する法改正

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成31年4月1日施行）により、教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、市長部局でも所管できるようになりました。

(3) 市長部局移管により考えられる効果

学術的価値を十分踏まえた上で、観光や産業振興、文化芸術、景観・まちづくり行政を担う市長部局で総合的・一体的に実施することで、さまざまな分野と連動した柔軟な文化財の活用を図ることができ、新たな社会的・経済的価値の創出が期待できます。

(4) 必要な手続き

- ① 市議会及び市長から当該事務の移管についての教育委員会への意見聴取
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項、第29条)
- ② 関係例規の整備(制定及び改廃)
 - ・瀬戸内市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項)
 - ・瀬戸内市文化財保護審議会条例の制定
 - ・瀬戸内市事務分掌条例の一部改正
 - ・瀬戸内市立美術館条例施行規則等を廃止する規則の制定
 - ・瀬戸内市立美術館条例施行規則等の制定

2 こども健康部(仮称)の新設について

まちづくりの重点戦略である子育て環境の充実を推進するため、「こども健康部(仮称)」を新設して子育て支援の充実を図ります。

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う組織として、若い世代が安心して子育てできるまちづくりの推進体制の強化を図ります。

(1) 現状・課題

子育て関連施策に関する事務は、主に保健福祉部子育て支援課が担当していますが、一部事務については、保健福祉部福祉課、健康づくり推進課等においても担当しています。

子育て環境の整備と子育て支援をより一層充実させるためには、現行の子育て支援課と妊娠・出産・子育ての相談及び支援等を担当する部署を統合することにより、総合的な施策の展開を図っていくことが可能となると考えています。

(2) こども健康部(仮称)新設により考えられる効果

子ども・子育て支援に係る施策について、今後のこどもひろばの整備など、一定の方向性を定めたことから、妊娠、出産から幼児期の教育・保育、学校教育期の学童保育に至るまで、一貫した施策展開を図ることで市民にもわかりやすく、効率的な事務ができるものと考えています。

【参考】関係法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

(13) スポーツに関すること。

(14) 文化財の保護に関すること。

(19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(職務権限の特例)

第23条 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

(1) スポーツに関すること。(学校における体育に関することを除く。)

(2) 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)

(3) 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。